

別紙1-4  
事業契約書(案) 質問記入欄  
契約書別紙

| No | 別紙<br>番号 | 頁  | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等                               | 質問内容  | 回答   |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|-----------------------------------|---|--|
| 1  | 2        | 44 | 1 | (2) |   |   |     | モニタリングの方法                         | 施設の「利用可能な状態」とは、給食を提供する為に必要な最低限の機能を充足している状態という認識でよいでしょうか。  | お見込みのとおり、安全・安心に学校給食を提供できる状態を新学校給食センターが保持しているかどうかについてモニタリングします。 |
| 2  | 2        | 44 | 2 | (2) |   |   |     | ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス対価の減額 | 食中毒をはじめとした調理事故等について、ペナルティ付与のレベルや減額割合について明確な記載がありません。ペナルティの考え方や枠組みについて、落札後改めて市と協議させていただけますでしょうか。   | 具体的なペナルティの金額等については、事業者と協議を行い、本市が決定します。                         |
| 3  | 4        | 47 | 1 |     | ② |   |     | 維持管理及び運営業務のサービスの対価                | 契約書別紙に関する第1回質問回答No.8に「開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価については、令和4年1月から3月分の維持管理及び運営業務のサービスの対価と合算して令和4年4月に支払うのではなく、事業期間にわたって令和4年4月以降から平準化(運営業務の対価としては固定費)して支払うように事業契約書を修正します」とありますが、開業準備期間に発生する費用が事業期間を通じて分割して支払われることになると、実際に開業準備業務を遂行する運営企業等による必要資金の立て替えが困難になります。このため、開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価は、当初の通り、初回の「維持管理及び運営業務のサービスの対価」に加算していただく方法か、「設計及び建設工事等業務のサービス対価」の割賦原価に含めて割賦支払していただく方法に修正していただけないでしょうか。 | 第1回の契約書別紙のNo.8に回答のとおりとします。                                     |
| 4  | 4        | 47 | 1 |     | ② |   |     | 維持管理及び運営業務のサービスの対価                | 募集要項等に関する回答(契約書別紙)NO.8「開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービス対価については、事業期間にわたって令和4年4月以降から平準化」に関しまして、事業者(及び請負先)は令和3年度に発生した費用に対し事業期間中に渡り長期売掛残が発生し、収支計画上事業者リスクが過大となってまいりますことから、1~3月分と同時にお支払い頂くことを再検討して頂けませんでしょうか。   | No.3参照。  |
| 5  | 4        | 47 | 1 |     | ② |   |     | 維持管理及び運営業務のサービスの対価                | 第1回目の質問回答で、開業準備期間の運営業務のサービスの対価については、事業期間に亘って令和4年4月以降から平準化(運営業務の対価としては固定費)として支払うように事業契約書を修正されとのことご回答ですが、開業準備業務費は供用期間におけるサービスの対価とは別の対価と思われるので、維持管理業務費と同様、第1回(令和4年1月~3月分)に含めた取扱いにして頂けませんでしょうか。再度、ご検討のほど、よろしくお願致します。  | No.3参照。  |
| 6  | 4        | 47 | 1 |     | ② |   |     | 維持管理及び運営業務のサービスの対価                | 募集要項等に関する回答(契約書別紙)NO.8「開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービス対価については、事業期間にわたって令和4年4月以降から平準化」に関しまして、平準化により開業準備期間における維持管理及び運営業務のサービス対価が支払われる場合も、開業準備業務が完了した時点で当該債権債務が確定し、方が一引渡し後に事業契約解除となった場合は、事業者へ未払金相当額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。  |
| 7  | 4        | 47 | 1 |     | ② |   |     | 維持管理及び運営業務のサービスの対価                | 募集要項等に関する回答(契約書別紙)NO.8「開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービス対価については、事業期間にわたって令和4年4月以降から平準化」に関しまして、開業準備期間中に発生する水光熱費やSPC運営費等のその他費用も、事業期間にわたり平準化にて支払われるという理解でよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。  |
| 8  | 4        | 47 | 1 | (1) |   |   |     | サービス対価の支払い方法                      | 質疑回答別紙1-4のNO.18に対する回答が原案のとおりとありますが、SPCは施設引渡し年度に消費税及び地方消費税を支払わなければならない。割賦元本に係る消費税の原資を確保するため、借入れが必要になる見通しです。当該借入れによって生じる金利相当額は割賦手数料に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。  |
| 9  | 4        | 53 |   |     |   |   |     | 運営業務費の金額及び支払いスケジュール               | 水熱光費は、表5の固定費・変動費のどちらに織り込みが宜しいでしょうか。また、水熱光費には、基本料金と使用量に応じた料金に分かれますが、事業者提案に基づき、特段分けず、どちらか一方に織り込んで頂きたいでしょうか。   | 光熱水費は、別紙4の表2に示すとおり(4)その他の費用に含まれるので、表6に記載してください。                |

別紙1-4  
事業契約書(案) 質問記入欄  
契約書別紙

| No | 別紙<br>番号 | 頁  | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等          | 質問内容  | 回答  |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|--------------|---|---|
| 10 | 5        | 57 | 2 |     |   |   |     | サービス対価       | 第1回目の質問回答で、市が事業者へ支払う変動費のサービスの対価は、実際に提供した食数の実績とのご回答ですが、インフルエンザの流行による学級閉鎖や台風等の影響により急遽、休校となるも、学校給食センターでは既に対象校の給食提供準備に取り掛かっていた場合には、どのような取り扱いになるのでしょうか。  | 要求水準書P10(3)に記載のとおり、予定する提供食数等に変更がある場合には、提供実施日の2稼働日前の12時までに本市から事業者に連絡を行います。それ以降に食数の変動が生じる場合については本市が費用を負担します。                      |
| 11 | 5        | 57 | 2 |     |   |   |     | サービス対価       | 第1回の質問回答で、「実際に支払うサービス対価の額は提供した食数の実績値に基づき算出します。」とありますが、提供した食数とは、①調理した食数でしょうか。それとも②実際に給食を食べた人数を指しているのでしょうか。大量調理業務において日々の食数変動範囲(学級閉鎖規模)で運営経費が変動することはそれほど無く、現時点で運営事業期間の対象校の変更や児童生徒数の増減が明確に分からない中、運営側にとって食数変動に係るリスクが大きいため、見直しをお願いできないでしょうか。  | 前段:調理した食数を指します。<br>後段:要求水準書P10(3)に記載のとおり、事業期間中は提供対象施設を調整する等により8,000食を上限とした範囲で食数を維持することにより、事業者への食数変動のリスクを低減しています。                |
| 12 | 5        | 58 | 3 |     |   |   |     | 表7 改定に用いる指標  | 運営業務のサービス対価の改定に用いる指標について、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」-その他諸サービス(給食サービス)(日本銀行調査統計局)とありますが、この指標では近年は年1%程度の上昇となっています。運営業務にかかる費用のうち、約8割が人件費で構成されており、その人件費に関して、最低賃金が毎年2~3%上昇しており、「消費税を除く企業向けサービス価格指数」-その他諸サービス(給食サービス)のサービス対価の改定ではカバーできず、運営企業にとって数千万円~数億円の負担が発生しております。このような状況で約15年間の給食運営を安定的に行うことが困難となります。使用する指標の見直しをお願いいたします。<br>また考え方や枠組みについて、落札後改めて市と協議させていただけますでしょうか。 | 日銀では景気動向を測る経済指標として一定の調査を行ったうえで、企業向けサービス価格指数として個別のサービスごとに指標を公表しており、本事業では「給食サービス」を物価変動の指標として採用することが透明性かつ公平性があると考えますので、原案のとおりとします。 |
| 13 | 5        |    |   |     |   |   |     | サービスの対価の改定方法 | 要求水準書62ページに、アレルギー対応食について「運用開始当初は除去食を基本とし、運用開始後半年を目途に代替食の提供も行うことを予定している」とあります。除去食と代替食では必要となる人員も異なるため、開業当初から代替食提供も含めた人員を配置するという理解でよろしいでしょうか。  | 人員配置については事業者の提案によるものとします。   |
| 14 | 5        |    |   |     |   |   |     | サービスの対価の改定方法 | 食数変動による運営費の改定に関する基本的な考え方として、変動費は変動単価×食数となっております。アレルギー対応食は複数人による確認作業や個別配付などによって通常食と比較すると多くの人員を必要とします。そのため、アレルギー対応食の変動単価は基準食の変動単価と分けて設定することをお認めください。  | 全体の提供食数8000食に対してアレルギー対応食は150食と少量であり、運営業務費への影響は軽微であると判断し、原案のとおりとします。   |